

基本財産の取扱いに関する規程

第1条 一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会が管理運用する基本財産の取り扱いについては、本規程の定めるところによる。

第2条 基本財産は、次の各号に該当する取り扱いをしてはならない。

- (1) 譲渡・交換すること。
- (2) 担保に供すること。
- (3) 基本財産以外の資産に繰り入れること。

2 ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会にて理事現在数の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り取り崩しをすることができる。

3 基本財産を資金運用する場合は、社員総会で理事現在数の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り運用することができる。

4 基本財産の運用益は、広く選手強化育成事業の費用に充てるものとする。

第3条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。